（様式１）

「2026年 神戸市はたちを祝う会」警備業務に係る委託事業者

公募型プロポーザル参加申込書

年　月　日

神　戸　市　長　　宛

|  |
| --- |
| （団体名） |
| （代表者） |
| （所在地）〒 |
|  |

「2026年 神戸市はたちを祝う会」警備業務に係る委託事業者の公募型プロポーザルに参加します。

【本件業務の担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名前 |  |
| 所属・役職 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

【令和６・７年度神戸市入札参加資格（工事請負又は物品等）の有無（いずれかをチェックしてください）】

　□有している

　□有していない →・法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書

　　　　　　　　　　 ※提出日時点で発行日より３か月以内のもの

　　　　　　　　　 ・国税及び地方税の納税証明書

　　　　　　　　　　 ※直近１か年分

　　　　　　　　　 ・暴力団関係者排除に係る誓約書（様式３）

（様式２）

「神戸市はたちを祝う会」警備業務に係る委託事業者

公募型プロポーザル参加資格確認書

神　戸　市　長　　宛

　当社は次に掲げる要件をすべて満たしている者です。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないものであること。

（2）経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。

（3）神戸市契約事務などからの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

（4）参加申込書の提出期間の最終日から委託契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱（平成６年６月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

（5）本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。

（6）神戸市内に本店を有すること。

（7）納期が到来している所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。

（8）警備業法第４条（昭和47年法律117号）に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。

（9）共同企業体で参加する場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（8）までのすべてを満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に関する事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

　上記のとおり相違ないことを誓約します。

　　　　年　　　月　　　日

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（様式３）

暴力団関係者排除に係る誓約書

　　年　　月　　日

神　戸　市　長　　宛

所 在 地

団 体 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

「2026年 神戸市はたちを祝う会」警備業務に係る委託契約（以下「本契約」という。） に関するプロポーザルに参加するにあたり、「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年５月市長決定。以下「暴力団等排除要綱」という。）第５条各号に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、下記の事項について事実に相違ないことを誓約します。

　なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

（1）暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しません。

（2）暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。

（3）暴力団等排除要綱第５条第１項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は本契約の履行に関連する契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

（4）当該契約に関して元請として下請等と契約を締結する際、下請負人に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれにも該当しないことの確認を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明のうえで関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。

（5）暴力団等排除要綱第５条第１項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

（様式４）

「2026年 神戸市はたちを祝う会」警備業務

質　　問　　票

　年　月　日

神戸市地域協働局地域活性課　　宛

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 |  |
| 団　体　名 |  |
| 担 当 者 名 |  |
| 所 属・役 職 |  |
| 電 話 番 号 |  |
| Ｅメールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 質　問　内　容 |
| １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |

※2025年６月２日（月）17時までにご提出ください。期限を過ぎたものは受付できませんのでご了承ください。

※１枚に収まらない場合は、本様式を適宜複写してご利用ください。

（様式５―１）

「2026年 神戸市はたちを祝う会」警備業務

業務計画書

①組織体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 企業・団体名 |  | |
| 代表者名 |  | |
| 所在地 | 本　　社 | 〒  ℡ |
| 支社等 | （本社とは別に支社等が担当される場合）  〒  ℡ |
| 設立年月日 | 年　　　　月　　　　日  （支社等の設立年月日　　　　　　　　年　　　月　　　日　　） | |
| 資本金 |  | |
| 従業員数 | 人  （支社等の従業員数　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人） | |
| ホームページ | http:// | |
| 連絡先 | 担当部署名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| Ｅﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |

共同企業体の場合は、代表者について記載してください。

（様式５－２）

「2026年神戸市はたちを祝う会」警備業務

業務計画書

②沿革および実績

|  |  |
| --- | --- |
| 沿革・実績 |  |

* 企業・団体のパンフレット（会社概要、事業内容等）等を添付してください。
* 所定の記入欄に書ききれない場合は，別紙に記入・添付してください。
* 共同企業体の場合は、構成団体ごとに記載してください。

※ これまでの警備実績については、イベント名、開催年月、開催場所、参加人数（1,000人以上等）を記載すること。

（様式５－３）

「2026年神戸市はたちを祝う会」警備業務

業務計画書

③本業務の運営体制

|  |
| --- |
|  |

（様式６）

共同企業体認定申請書

　年　月　日

神　戸　市　長　　宛

|  |
| --- |
| 共 同 企 業 体 名 |
| （代表者） 所在地 |
| 団体名 |
| 氏　名 |

件名：2026年 神戸市はたちを祝う会警備業務

上記件名の公募に参加するため、共同企業体を結成し、下記のとおり代表者及び代表者の権限を構成員全員一致で定めましたので、届け出ます。

　なお、当該件名の委託事業者に選定された場合は、各構成員は神戸市はたちを祝う会警備業務の委託事業者としての業務の遂行に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して債務を負います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 共同企業体 | 名　　　称 | |  |
| 所　在　地 | |  |
| 代　表　者 | | 代表者印 |
| 共同企業体の  構成員  （共同企業体の代表者を含む） | | 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 | |
| 所　在　地  代表者印  団　体　名  代表者氏名 | |
| 共同企業体の成立・解散の時期及び存続期間 | | 年　月　日から委託契約終了後３か月を経過する日まで。ただし、当共同企業体が上記件名の委託事業者とならなかったときは、当該指定を受けることができなかった日に解散するものとします。また、当共同企業体の構成団体の加入、脱退又は除名については、事前に神戸市の承認がなければこれを行うことができないものとします。 | |
| 代表者の権限 | | １　公募の申請に関する件  ２　神戸市との委託契約に関する件  ３　経費の請求受領に関する件  ４　その他契約に関する件 | |
| その他 | | １　本届出書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。  ２　代表者の権限に属する事項以外の事項については、構成員全員で構成する運営委員会において、多数決により決するものとします。 | |

（備考）共同企業体の構成員の数が３以上になる場合は、この様式に準じて様式を作成してください。